

2014 年

IFRS 財団：フレームワークに基づく IFRS 教材

ステージ 3  
IAS 第 8 号ヒエラルキー：  
Amalgam 社ケース・スタディ



本教材は IFRS 財団の教育スタッフが作成したものであるが、国際会計基準審議会（IASB）の承認を受けていない。本教材は IFRS 教育を行う者に対する手引きとしてのみ意図されている。IFRS 教育イニシアティブに関する詳細情報については以下を参照されたい。[www.ifrs.org/Use+around+the+world/Education/Education.htm](http://www.ifrs.org/Use+around+the+world/Education/Education.htm)。

本出版物の内容に関する著作権を含むすべての権利は IFRS 財団に属する。

コピーライト © 2013 IFRS 財団®

30 Cannon Street | London EC4M 6XH | United Kingdom | Telephone : +44 (0) 20 7246 6410

Email : [info@ifrs.org](mailto:info@ifrs.org) | Web : [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

**注意書き**：IFRS 財団、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控えることにより個人及び／又は企業に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。本出版物で使用する個人名、会社名及び／又は場所名は架空の名称であり、実在の人物、企業又は場所に類似する場合であっても単なる偶然である。

### 使用権

IFRS 財団は教育を目的とする本教材の利用を奨励しているが、以下の利用規約に従って利用される必要がある。IFRS 財団の基準の利用に関する詳細情報については次を参照されたい。[www.ifrs.org/IFRSs/Pages/IFRS.aspx](http://www.ifrs.org/IFRSs/Pages/IFRS.aspx)

本教材の利用は（利用規約が示すように）料金の支払いを条件としていないが、IFRS 財団は随時利用規約を変更する権利を保持することに注意されたい。

本教材の使用権（もしあれば）の失効事由：

- 本教材が陳腐化し、本教材の利用及び／又は本教材を利用可能とするのを中止する必要がある場合
- 利用規約に違反した場合

### 利用規約

1.1 本教材は教育的な指導を目的としてのみ利用され、利用規約に従って利用されるものとする。他の目的での利用を希望する場合、IFRS 財団による書面での許可が必要となるため、IFRS 財団に連絡されたい。

印刷物の利用。

- 1.2 全体であれ一部であれ、本教材を複製し単独の印刷文書をして利用する場合を除き、本教材に記載された登録商標を利用又は複製してはならないほか、他の者に利用又は複製させてはならない。
- 1.3 疑義を回避するために、自身の文書に組み入れるために本教材の全部又は一部を利用する場合、本教材に記載された登録商標を利用又は複製してはならない。
- 1.4 登録商標は IFRS 財団と IASB の名称及びロゴを含むがこれらに限られない。
- 1.5 本出版物からの抜粋を、全体であれ一部であれ、印刷形式で複製する場合は、以下の事項を確認する。
  - 当該文書には著作権の確認が含まれている。
  - 当該文書には本教材の情報源は IFRS 財団である旨、記載されている。
  - 当該文書には適切な注意書きが記載されている。
  - 本教材の著者としての IFRS 財団のステータスが認識されている。
  - 当該抜粋は正確に示されている。
  - 当該抜粋は誤解のおそれのある文脈において使用されていない。

### 電子的利用

1.6 本教材の電子的利用に関する事項：

- 自身のウェブサイトを通じて本教材（の全部）を提供しようとする場合、IFRS 財団のウェブサイトへのリンクを示す必要がある。リンク方法の詳細については [www.ifrs.org/Pages/Terms-and-Conditions.aspx](http://www.ifrs.org/Pages/Terms-and-Conditions.aspx) 参照。
- 本教材の一部分を自身の無料のウェブサイト又は教育コースのスライドバックに記載しようとする場合、1.5 に列挙された事項を遵守する必要がある。又、本教材に記載された登録商標を利用又は複製してはならないほか、他の者に利用又は複製させてはならない。
- 他の目的で本教材の一部分を電子的に提供しようとする場合、IFRS 財団による書面での許可が必要となるため、[IFRS 財団](http://www.ifrs.org) に連絡されたい。

これらの利用規約に違反した場合、本教材の使用権（もしあれば）は直ちに停止され、IFRS 財団の判断により、それまでに作成した本教材の複製を返却又は破棄する必要がある。

出版及び著作権に関する事項は、下記に連絡されたい。

IFRS 財団出版部 | 30 Cannon Street | London EC4M 6XH | United Kingdom | Telephone : +44 (0) 20 7332 2730 | Email : [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) | Web : [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

### 登録商標



IFRS 財団のロゴ、IASB のロゴ、中小企業向け国際財務報告基準のロゴ、‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IAS Foundation’、‘IAS CF’、‘IFRS for SMEs’、‘IASs’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘International Accounting Standards’ 及び ‘International Financial Reporting Standards’ は IFRS 財団の登録商標である。

## Amalgam 社のケース・スタディ

Michael J C Wells、IFRS 財団 IFRS 教育イニシアティブ ディレクター

Robert P Garnett、ウィットウォーターズランド大学 会計学教授

本教材は、IFRS 財団その他が開催した国際財務報告基準(IFRS)教育のためのフレームワークに基づくアプローチに関する一連のワークショップの出席者からのフィードバックとコメント及び多数の匿名レビューアーによる査読に多くを負っている。

### 背景

Amalgam 社は、Afriganistan 証券取引所に 10 年以上前から上場している。<sup>1</sup>同社は Conglomerate 氏(C 氏)によって設立され、同氏は支配(80%)資本持分を所有している。Amalgam 社の機能通貨は米ドル(\$)である。

Judgement 氏(J 氏)は長年にわたり、Amalgam 社の財務報告チームを率いてきた。前年度、Amalgam 社は初めて IFRS に準拠して財務諸表を作成した。それ以前は、適用された財務報告の規定のほとんどは租税に基づくものだった。IFRS を適用するためには、より大量の判断とより数の多い見直しを行う必要があると J 氏は理解した。

現在の報告期間(20X2 年度)において、Amalgam 社はいくつかの取引契約を結んだが、J 氏はそれらに対する特定の IFRS の要求事項を見つけることができなかった。具体的な IFRS の要求事項が存在しない場合、20X2 年 12 月 31 日に終了する事業年度の Amalgam 社の財務諸表において、それらの取引をいかに会計処理し報告すべきか知りたいと J 氏は考えた。そこで同氏は、次の経済現象(例えば、取引又はその他事象)の IFRS に従った会計処理方法についてあなたの専門的な意見を求めた。

### キノコ栽培

20X2 年 2 月 1 日、Amalgam 社はキノコ栽培事業を取得した。キノコ栽培の現場視察を行った際に、キノコは植物でも動物でもなく、菌類であるということを知り J 氏は驚いた。事務所に帰るとすぐ、J 氏は IAS41 号「農業」における生物資産の定義について調べ、その定義が生きている動物及び植物に限られていることがわかって驚いた。また、Amalgam 社の栽培する菌類(生きているキノコ)の会計処理が IFRS のどこに規定されているのか、同氏は発見することができなかった。

<sup>1</sup> 本ケース・スタディにおける個人、企業、場所の名称は架空のものである。現実の個人、企業、場所との類似はすべて単なる偶然である。

再編

20X2年12月31日、Amalgam社は、現金20,000百万ドルと引き換えに、Conglomerate社からAtion社の全持分を取得した。C氏はConglomerate社の全持分を所有しており、Conglomerate社とAmalgam社の両方を支配している。

20X2年12月31日(上記の取引が行われる直前)のAmalgam社とAtion社の財務情報の概要は以下の通り。

	Amalgam社		Ation社	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
識別可能資産	300,000	600,000	35,000	50,000
負債	(200,000)	(190,000)	(32,000)	(29,000)
偶発債務	—	(10,000)	—	(3,000)
	<b>100,000</b>	<b>400,000</b>	<b>3,000</b>	<b>18,000</b>

#### 金の取得と「富の貯蔵」としての保有

20X2年6月30日、Amalgam社は、100万オンスの金を1オンスあたり1,000ドルで取得し、国際銀行現地支店の安全金庫に保管した。Amalgam社は金の売買を行っておらず、「富の貯蔵」以外には金を使用するいかなる目的も有していない。Amalgam社のリスク管理チームは、予測可能な期間にわたって金を保有すると見込んでおり、金の支払いに用いた現金はAmalgam社の予測可能なキャッシュフローの必要量に対する余剰分である。

20X2年12月31日(現在の年次報告書期間末)、金は1オンスあたり1,500ドルで取引されており、Amalgam社は引き続き富の貯蔵として1,000,000オンスの金を保有している。

#### 美術品コレクション

20X2年9月、Amalgam社は初めて美術品の収集を始めた。同社はロンドン、香港、ニューヨークの各オークションにおいて総コスト10億ドルで10作品の絵画を取得した。

Amalgam社は美術品の売買を行っておらず、将来売買を行う計画も有していない。だが、美術コレクションを管理する中で、いくつかの美術品については、他のもっと魅力的な作品の購入資金にあてるため売却する必要があるかもしれないとの考えを持つようになった。

この美術品のコレクションはAmalgam社の本社ビルの専用地下金庫に保管されている。Amalgam社が当該コレクションの無料鑑賞会に最重要顧客と特別ゲストを時折、招待するという可能性はある。

Amalgam社のリスク管理チームは、当該美術品を無期限に保有すると見込んでいる。コレクションの支払いにあてられた現金は、同社の予測可能なキャッシュフローの必要量に対する余剰分である。

教室での議論のための IFRS の問題

ある取引又は他の事象に対して具体的に当てはまる IFRS が存在しない場合、企業は当該取引又は他の事象に関する会計方針をどのように策定するか。

栽培中のキノコの会計処理に関する Amalgam 社の会計方針について策定中の J 氏に対して、あなたならどのように助言するか。

Amalgam 社の連結財務諸表における Ation 社の取得の会計方針について策定中の J 氏に対して、あなたならどのように助言するか。

富の貯蔵として保有されている金に関する Amalgam 社の会計方針について策定中の J 氏に対して、あなたならどのように助言するか。

富の貯蔵として保有されている美術品に関する Amalgam 社の会計方針について策定中の J 氏に対して、あなたならどのように助言するか。